

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病2月号

(通巻第106号)

関西労働者安全センター 1983.2.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 (〒550) 郵便振替口座 大阪6-315742

100円

- 第三回総会を成功させよう! 1
- シリーズ/公務災害(2) 2
- **連載** 労働と精神神経障害 4
紀泉病院副院長 中山隆嗣
- 各地から 7
☆札幌地区労
- 鍼灸治療制限闘争 9
- 前線から(ニューズ) 11
- 原発被曝労働をめぐる——'83年の闘い 18
- 闘いの中から 19
☆住友電工
- うちの組合 21
☆全国一般大阪地連芦ノ屋労組

1月の新聞記事から/17 年末カンパのお礼/16



第三回総会を成功させよう!

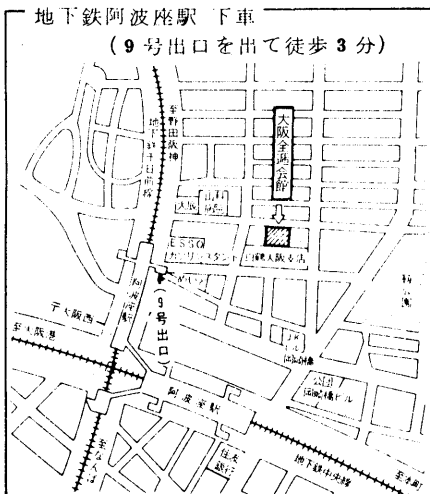
職場・地域にいのちの砦を!

来る三月十二日、安全センターは第三回定期総会を開催する。今年度はセンター設立十周年の年でもあり、従来以上に充実した内容で、今後二、三年にわたる運動方針の確立に向けた論議を行いたいと考えている。労働運動全般の右施回は今や誰の目にも明らかになっており、これらの流れは労働者の生命と健康を守っていく道とは全く逆のものである。何故ならば、現在の運動の右施回は決して単なる政治的なものでなく、職場における労働者の基本権をなし崩し的に売り渡し、職場での闘いをしないというものであり、これらの立場からはどんなにもがいても労働者の健康と生命を守るといふ立場はでてこないものである。その意味で、

労災職業病闘争はそれを課題として闘うこと自体が大いに意義のあるところとも言えるが、更に一歩進めて、職場地域で労働者が力を増大させていく有効な武器となるよう、この闘いをより戦術的に説得力のある、そして魅力あるものに発展させていく必要があると考えている。センターの発足した七三年と比較すれば労働運動全般ははるかに後退している。しかし、その運動の困難さを栄養として拡大してきたともいえる労災職業病戦線は、昨年九月の労住医連の発足にも現われているように格段の力をつけてきている。労災闘争はこれまで労働運動の第一級の課題とはなりえていないが、今日の情勢ではそれに押し上げていく努力が何より

関西労働者安全センター 第三回総会
日時：三月十二日（土）
午後一時～四時三〇分
会場：大阪全通会館七階

重要であろう。
安全センター運営協議会は第三回総会に向け、組織拡大、地域組織の設置、専門機能の充実という三つの重要方針案を提案することを決定したが、会員団体、賛助会員、協力団体の英智を結集し第三回総会の成功を期すものである。



公務災害

2

認定制度と運用の硬直化の打破に向けて

大阪市職保母の公務外認定より

前回は地方公務員災害基金がまさにやりたい方題とも言える認定を行っている実態についてその一端を述べたが、今回は、大阪市民生局の保母の例について少し詳しく分析してみることにする。

大阪市民生局支部では、昭和五五年から五六年にかけて十五名の保育所保母が、肩腕障害・腰痛症で公務災害の申請を行っている。そして、五七年初頭に六名が公務災害として認定され、八名が公務外となっている(残る一名は未決定)。そしてこの公務外決定の理由を讀むと、現在の基金大阪市支部の立場が非常に明確に出ている。一例を示すと、昭和五三年に発病した〇さんの場合、審査会への不服申請に対する基金側の弁

明書の骨子を述べる以下の通りである。

限定されている

「過重性」の要件

まず、「認定の基準」として「本件のような頸肩腕症候群は職業病として認められていないのでこれを公務上の災害とするには公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかの場合でなければならぬ」とある。民間労働者には解りにくいと思うが、公務災害制度では公務上疾病を三つに類型化している。①公務上の負傷に起因する疾病、②職業病、③その他公務に起因する疾病、の三

つである。弁明書は②に該当しないとされており、保母の頸肩腕障害は③だという主張である。そして③の項目についても具体的に(ア)～(サ)まで十一項目の場合が例示され、十二項目の(シ)に更にその他条項があるという仕組みである。従って、前提として保母の頸肩腕障害は例外中の例外として厳しく判断すると言っているのである。

次に、これを因果関係ありと認めるには「その業務量において同種の多くの職員と比較して過重である場合で、公務以外の原因によるものではない」と定義し、過重性の判断の基準として、①厚生省基準による保母の配置基準、②同じく施設面積、③労基法六一条による女子の時間外

労働規制水準、④その他、他の職員と比較して特に著しい過重性の有無というようにしほり切っている。このように形式的に決めつけられると最初から絶望的な気持ちになる。つまり、大阪市立の保育所で①②でひっかかることはまずないし、③の場合でも、労基法の日二時間、一週間六時間、年一五〇時間という規制を市当局は頭に入れた時間管理をしているのであり、少くとも記録では守られていることになる。実際には、これをはるかに越えていても記録には決して残らないしくみになっているので証拠としては弱いことになる。〇さんの場合も①②③は論外とはねられており、本人が必死でまともな保育労働の負担も(④の項目にあたる)「いずれも保育所保育母に共通するものであって」と軽く一蹴されてしまっているのである。

肢作業に基く疾病の取扱いについて」(地基補第一九二号)が五〇年三月に出されている。ここで気になるのは、頸肩腕障害の発症要件として業務過重性と業務量の波という二つの問題が提起されているにもかかわらず、基金の決定にはこの業務量の波についての判断が全く見られないことである。民間では保育母に限らず多くの頸肩腕障害がこの波の問題を中心にして決定されていることは周知の事実であり、意図的なものを感じる。

視力障害が 頸腕の原因?

最後に「公務以外の原因によるものでない、と認められる」という要件であるが、〇さんの頸肩腕、腰痛の発症原因として基金は「出産により家事負担が増加したことや素因により発症したもの」と考えるのが妥当である」と決めつけた上、「専門医の意見も、本件は保育業務により発症したというより、腰椎側湾の素因、視力障害、婦人病、肝炎及び出産に伴う家事負担が原因」と医師の意見を付している。まさにたまたみかけるような論調であり、何が何でも私病にするという決意が読みとれるが少し客観的に見れば勇み足という感もする。問題を頸肩腕障害にしほっても、鑑別を要する疾患は通達によっても、「結核性または化膿性の腱鞘炎または関節炎、関節リウマチ等々」という形で明示されているのであって、専門医と称する者が勝手に視力障害、婦人病、肝炎等によって発症したと決めつけている根拠はどこにあるのか。ちなみに、民生局支部が審査請求にあたって、書類の閲欄を行ったところ、右の専門医の意見書、診断書、鑑定の類は全く見出すことができなかったという。基金支部担当者の言では、口頭で確認したとのことだが、診察もせず、医証も示さ

ず、その上、名前も明らかにせぬ専門医とは一体何者か、これはもうミステリーの域に属する。

以上かなり具体的に地公災基金大阪支部が保母の預肩腕障害について行っている認定業務の実態について分析してきたが、更につけ加えれば、認定申請から決定まで通常一二年は十分にかかる（単純な負傷でも二〜三カ月かかる）という問題をも含め、重要なのは個々の問題に関する反論、批判というよりも、認定基準さえ恣意的に活用していることなど、その体質の非民主性、密室性、

労働者無視という根本問題についての論議、批判、変革運動というものが何より必要だという感を深めるのは全ての労働者に共通していると確信するものである。

（榎本祥文）

※次号は摂津市の場合より

労働と精神神経障害(2)

紀泉病院 副院長

中山降嗣

一、原因の明確なもの

- イ、老人性痴呆及び初老期
- ロ、アルコール精神病
- ハ、頭蓋内感染による精神病
 1. 進行麻痺(脳梅毒)
 2. 流行性脳炎等脳炎
 3. その他の感染による

二、脳内変化と関係のある精神病

1. 脳動脈硬化症による
2. 脳腫瘍による
3. 中枢性変性による
4. 脳外傷による
- ホ、身体的変化と関係する精神病
 1. 内分泌障害で
 2. 代謝、栄養障害で

二、原因の明確でないもの

1. 精神分裂病
 1. 単純型
 2. 破瓜型
 3. 緊張型
 4. 妄想型
 5. 混合型
- ロ、躁うつ病
 1. 躁病
 2. うつ病
- ハ、てんかん(原因の明確でない)

大きく分類して、だいたい以上の中に分類できるのではないかと考えられる。

各々について簡単に説明を加えてみます。

一、原因の明確なもの

イ、老人性痴呆及び初老期痴呆

「恍惚の人」で有名になり、今や大きな社会問題となっています。脳の障害(多くは脳軟化)が主となり、「物忘れ」が多くなり、見知った所や人がわからなくなり、季節、朝夕の区別ができなくなり、夜中に皆を亘だといつて起こしたりするようになります。家族はつきあうことにかなりの労力を費さねばならなくなります。また、後に述べる精神分裂病と同じ様な幻覚や妄想をいだいて、家族に暴力をふるったりするようにもなることすらあります。

ロ、アルコール精神病

もちろん、長期間にわたるアルコール飲酒が原因ですが、大量の飲酒や急激な禁酒によって起こり、不眠、不機嫌、夜間不安に続いて、注意が散漫となり、不安と機嫌が相互に出現し体中がブルブル振える(振戦)状態となり、小さな虫(クモ、アリ、虫)などが見えるようになり(幻視)これをつかまえようとしてたえず動きまわり、落着がなくなってきました。この段階までに治療を開始しないと脳炎をおこし、死に至ることもあります。

また、アルコール幻覚症といってここにも分裂病と同様、幻聴に支配され、被害妄想や追跡妄想等を示し、攻撃的となり最悪の場合、他人に危害を加えてしまうことがあります。また、幻聴を伴うことがほとんどなく、特に夫もしくは妻が浮気をしている等の嫉妬妄想を主体とした症状のみが現われることもあります。妻や夫の行動に強い猜疑心を示し、極端になると、暴力的な性行為の強

要に至ったりすることもあります。このように、アルコールによる精神障害は多様で(断酒もしくは節酒が治療の決め手となることはもちろんのことですが)なかなかアルコールによるもの、すなわちすでに病的なものであるという認識は、自他ともかなり難しい段階のものが含まれていて、精神科医でなければ判別できない場合もあります。

ハ、頭蓋内感染による精神病

1. 進行麻痺

現在では、抗生物質の進歩により、この段階にまで至ることは、極小數になつていると考えられています。

梅毒感染から約十〜十五年で発病すると考えられています。頭痛、物忘れ、易怒(すぐにカッとする)などから始まり、次第に痴呆状態が進行していきます。そして、パピペボが正しく言えなくなったり、瞳孔が丸くなくギザギザとした形となり、気分的には、大そう多幸気味で、顔

の表情にしまりがなくなってきました。やがて何もしなくなり、無関心で閉じ込めりがちな気分支配され、じつとうずくまっている状態にまで至ります。

この間に、幻聴や躁うつ状態など様々な他の病気と間違われるような症状も多様に出現してきます。

2. 脳炎による場合

高熱、頭痛、下痢などで始まり、約半数が死亡すると言われています。特に後遺症は、老人や小児に強く、パーキンソン氏症（体のふるえ、関節運動の抵抗、自発、共同運動の減少）やてんかんの原因となります。

ニ、脳内変化と関係のある精神病

1. 脳動脈硬化症による

老年期精神障害の中で老人性痴呆と合わせて約七割をしめるもので、痴呆状態も老人性痴呆ほど均等でなく、物忘れが強くと、日常生活な

どでの判断力は保たれていて、病気かなと思いう覚も割合みられます。特徴的には、ちょっとしたことで感情の変化が見られすぐに泣いてしまふ、すぐ機嫌が変わる、怒りっぽいなどが現われてきます。

その他の精神症状として、躁状態、うつ状態、これに伴う罪業妄想、嫉妬妄想などが現われ、自殺に至ったりする場合があります。やがて徐々に進行した痴呆により、昼夜の別がわからなくなったり、家族をこまらせることが多くなることは前述の老年痴呆と同様の状態となつてゆきます。

2. 脳腫瘍によるもの

ぼんやりして、眠たそうな感じという印象で、脳圧亢進が進めば、頭痛や嘔吐そして更にてんかんの発作が見られるようになります。

3. 中枢性変性によるもの

てんかん発作や視力障害、失語、

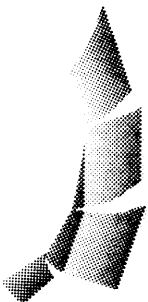
更には分裂病様症状を呈することもあり、次第に痴呆化が進んでゆきますが、ごくまれな疾患と考えられています。

4. 外傷によるもの

特に、頭部外傷後遺症もしくは、脳挫傷精神病が問題となります。体の変調や抑うつ状態など神経衰弱症状が長く続き、不眠、不安、頭痛、頭重、耳鳴、めまいが続くため、精神作業能力が低下し、性格の変化すら起こってきます。このため、怒りっぽくなったり、衝動的な行為に及ぶことすらあります。

また、脳の傷は治つてもその傷あとのため、てんかん発作をおこす場合もあります。

(つづく)



列島縦断

ここにも安全センターが...

①

札幌地区労

日頃、貴誌の紙面を通じて安全センターの皆さんをはじめとする関西地区の仲間の先達のな闘いぶりを拝読し、大いに教えられ、励まされております。

当札幌地区労は、今年で結成三十二年を数え、二八〇組合、七万三千名を組織する地域センターで、全国一、二の規模の地区労といわれていますが、労災職業病に対するとりく

みについては立ち遅れており、関西の皆さんに胸をはって報告できるようなものはありません。

これは札幌が典型的な消費都市で「支店経済のマチ」といわれるように第三次産業の比率が圧倒的に高く、中小製造業が少ないことから比較的に労災事故が表面に現われにくいということにも起因しているといえるでしょうが、だからといって職場の安全衛生対策が進んでいるわけではありません。ひとたび札幌以外に眼を向ければ、むしろ北海道は全国有数の労災多発地域で、八一年の北炭夕張新鉱の大災害をはじめ、林業労働者の振動障害、鉱業におけるじん肺、建設業（特に北海道特有の季節労働者）の死亡災害多発など、その悲惨な実情は枚挙にいとまがありません。

当地区労では、七五年に結成した「札幌地区労災職業病対策協議会（札幌職対協）」を軸として、労災職業病問題にとりくんできました。

編集部より

全国各地に労災職業病のセンターが次々と誕生しています。神奈川県、高知、大分などは折にふれ紹介してきましたが、その他にも同様の組織がかなり多くあります。このコーナーではそうした組織を北から南へ紹介し、交流を深めてゆきたいと思えます。こう御期待！

それは労災多発地帯の中であたかも無風状態のように立ち遅れている札幌の労災職業病闘争を、各組合の職場総点検運動の中からほり起していることということでスタートしたものでした。

菓子労働者のムシ歯を

全国で初めて労災認定

この職場点検運動の中で具体的に成果をあげたのが、菓子パン工場

働く労働者のムシ歯を職業病として

認定させたことでした。六価クロム

の鼻中隔せん孔のように、菓子職人

の世界では「総入歯になって一人前」

といわれていますが、菓子パン業界

地場大手といわれる西村食品では、

長年の味見や工場内にたちこめる砂

糖、ミルクの粉じんによって歯がお

かされ、勤続二〇年以上の組合員二

四人中、総入歯が五人、歯の半数以

上がムシ歯になっている者が三分の

二もいることが組合の調査で判明。

このうちムシ歯の著しい八人につい

て、七七年二月、職業病としての認

定の申請をし、北大歯学部協力の

による実態調査、数度の労基署交渉を

へて、ようやく翌七八年五月に、申

請者全員について全国で始めて労災

認定を受けることができました。

これは道内の菓子パン労働者の間

に大きな反響をよび、その後認定者

した。

未組織労働者の

労災職業病相談を実施

地区労の任務の重要なものに、未

組織労働者の労災職業病対策をどう

するか、という問題があります。こ

の点については、年に数回、組合づ

くり、労働相談受けつけのリーフ全

戸配布活動の中に労災問題を盛りこ

むとともに、マスコミを活用して、

労災・職業病面接、テレフォン相談

日を設け、未組織の仲間からの相談

を受ける活動を行ってきました。相

談内容は、理容師のケイワン、保母

の腰痛、建設現場での災害など多方

面にわたりましたが、こうしたなか

ら個人としての労災認定にとどまら

ず、組合結成まで至るケースも生ま

れてきました。スーパー・ダイエー

した上で交渉を行ない、上積み補償を認めさせ、また名刺刻印作業でケイワン患者を生んだ成瀬商会では、これをきっかけに組合を結成しました。しかし、何といっても最大の問題は、建設労働者に多発している労災事故の対策です。北海道は冬の間、建設工事がほとんどできないため、雪がふる前に工期を終らせようとして労働過重になりがちなため、特に秋から年末にかけて労災事故が多発するのです。しかも被災者の多くは、季節労働者ですから雇用期限がくれば「自動退職」となってしまう、翌年春の再雇用は望めません。そこで「積雪寒冷地雇用奨励金制度」に着目して、四年前から季節労働者組合を結成し、現在では四五〇〇名の組織化に成功しました。これは、冬季間の離職中に、職業講習を行なった事業主に対して、政府から奨励金が出ることを活用して、組合が職業講習を行ない、奨励金を組合員に還元

するものです。この講習の中で、組合員に安全衛生対策の必要性を徹底するとともに、起きた事故に対しては企業との交渉を行なって、補償の上乗せをはかってきました。しかし、まだまだ建設現場の安全施策を完全実施させるにはほど遠く、今後ともさらに運動をすすめる必要性を痛感しているところです。

「三七五通達」撤回を 全力で勝ちとろう

私たちの現在の運動の中心課題は、三七五通達撤回の闘いです。道内では六カ月以上はり・きゆう治療を続けている被災者は七四名います。昨年七月以降、労基局交渉、医療機関への要請を展開し、診断書の提出を拒否して闘ってきましたが、昨年十月からは休業補償を不当にも支給ストップされており、きびしい闘いとなつています。被災者を切り棄てようとするこんな無法が許されていいものか！と怒りがこみあげてきます。何としてもこの通達を撤回させ、期間制限を強行実施させないために、二～三月の闘いを全国を貫いて大きく盛りあげていきましょう。

針灸治療制限闘争

3/10

全国から 労働省へ 結集しよう

針灸治療制限反対闘争は最大の山場を迎えようとしている。一月十八日、中央総評と労働省との間で交渉が行われたが、席上労働基準局長は「長期治療でも効果があるとのデータが出れば再検討の余地はある」と発言し、一切例外はないとの今までの主張とは若干変化してきている。これを受けて東京地評は、三月十日に労働省に対する抗議行動を決定し、

三月十日は、全国から労働省に結集しよう！

中央での抗議行動に合わせ、地方基準局に対する抗議行動を統一してとりくもう！

総評

労働基準局長と交渉

一月十八日、中央総評は労働省労働基準局長との話し合いを行った。交渉団には、総評副議長、各単産代表に加えて、労住医連の松浦事務局長が参加した。交渉内容は、労災防止、安全衛生全般にわたったが、とりわけ当面の課題である針灸問題でやりとりがあった。松浦氏より労住医連としての意見書に基づいた説明があった後、基準局長より答弁があった。局長は「針灸治療については数カ月をこえて実施して効果がない場合は効果がないとの専門家の意見がある。長期治療で効果があるとのデータが出れば再検討の余地はある」と述べたが、一方担当の林労災補償課長は「長期治療で効果があるとのデータはなく、通達を実施した以上例外は認めない」と強弁し、局長との答弁に若干ニュアンスの違いをみ

せた。

今回の局長の発言は、今まで一切例外なしと主張してきた労働省の姿勢とは若干変化したものとなった。これは、三月末の治療打ち切りをひかえ、強硬姿勢ながらも反対運動の推移をみようと考えているからに他ならない。闘いをより一層もり上げ、労働省を更に追いつめていくことが必要である。

東京地評

二、三月連続闘争を提起

東京地評は過去三回東京労基局と交渉を行ってきたが、昨年十一月に地評労職対を発足させたのをきっかけに、本格的に闘いをとりくむことを決定した。東京局は十二月段階での意見書を提出しなければ休業補償も差し止めると居直っており、これに対し、二月十七日に大衆的な局交渉を行うことを決定し、局に通告している。また、反対署名を地評傘下

の組合でとりくむことを決め、傘下九万組合に対し、二月八日に統一オクルグ日を設定し、情宣していくことにしている。また、三月十日には、東京総行動の中で労働省に対する抗議行動を一〇〇〇名規模で行う予定であり、全国各地で統一行動をくむよう呼びかけている。

神奈川

県労働部に働きかけ

神奈川では、県評を主体にした「いのくら共闘」が、労働省の針灸治療制限問題を県労働部に問題提起し、労働省に働きかけるよう要請した。県は、この治療制限は制度的に問題があるとして国に働きかけることを約束し、二月九日に、関東、甲信越ブロック自治体の労働部長会議が開かれるので、労働省に問い正していくことになった。

また、労基局に対しては、昨年十二月十五日、基準局長との交渉を行

ったが、局長は質問に全く答えられない有様で、最後に「一般論でなく、一年をこえて効果のある特異な症例が具体的に出席されれば例外措置として中央に意見具申する」との考え方が出された。これを受けて県評では、具体的事例に基づいた交渉を二月末に行うことを予定している。

大阪

署の調査でも

治療の必要性が明らかに

一月三十一日、東地協は中央労基

署と第四回目の交渉を行った。冒頭署長は、三七五通達は上からの命令で、悪法でも守らねばならないと発言し、北井議長を始めとして交渉団から激しく糾弾された。署としての実態調査を示せとの追及に対し、昨年十二月末段階での結果が明らかにされた。それによると対象者は三七人で、治療期間が一年未満がわずか一人しかおらず、二人は仕事をしながら治療している被災者であった。

しかも、十二月に提出された医師意見書では、針灸が必要ないとしたのはわずか一件のみで、中には今後六カ月治療が必要であるとした意見書もあったという。署としても我々の主張してきた通りの実態を前にして、これらの実態を局に示していきたいと約束した。

大阪では、その他一月十四日に北地協が天満労基署との交渉を行っており、これらの地区評、地協での交渉をふまえ、大阪地評として局交渉を行うことを予定している。

その他の地域

●北海道 診断書の未提出者に対して昨年十月より休業補償の差し止めが行われており、対象者は二三人にのぼったが、札幌地区労等の働きかけで、現在は十人に減っている。今後、二月中旬に再度局交渉を行い基準局を追及することになっている。

●高知 昨年七月の三七五通達実施以来、診断書の提出など通達に伴

う措置は全くとられておらず、事実上通達は凍結状態である。東京、神奈川、大阪、兵庫等の基準局が本省からの命令だからと強硬姿勢であるのと全く対照的である。高知県労安衛センターは高知の実態を各地で明らかにして局を攻めてほしいと訴えている。

パンフレット

労災保険による

針灸治療の

制限反対

A5版 21ページ 頒価 100円

前線から

古座川山労が振動病検診

山歌和

奈良医大軸に十人の

スタッフが現地入り

一月二三日

から二六日に

かけ、和歌山

県古座川町の

七川診療所に

おいて、古座

大農医研グループ四名がこ

れに参加した。

和歌山県は有数の林業県

であり、それに比例して振

動病の被災者も多いが、相

対的にこれまでのとり組み

が遅れており、県や労働省

が圧倒的に強い立場をもつ

ている。例えば労災認定し

て症状区分は、労基署の権限

であるにもかかわらず、県

が独自に「結果検討委員会

なるものを設置し、実質的

な認定権を保持するという

ような問題も生じてきてい

る。

古座川山労でも三年前の

健診で多くの被災者が認定

を受けたが、この間の労働

省の振動病被災者切り捨て

政策が強まるなかで、新宮

労基署はこれら認定患者の

再検診を中部労災病院で行

う動きを見せてきた。これ

に対して組合側は、信頼で

きる医療機関での検診に基

いて対策を確立するという

方針がまとまり、今回の検

診に至ったものである。

(編集部)

北摂

学校雇務員のギックリ腰

二年目でやっと認定

摂津市職

摂津市職では現在摂津市立

鳥飼小学校の用務員である

牧野常雄氏の腰部ネンザ、

椎間板損傷の再発問題につ

いて審査請求闘争を継続す

るとともに、この間きわめ

て反労働者的・非民主的対

応に終始している地公災基

金大阪府支部に対して再三

にわたり抗議の意志を表明

してきた。その中で二月一

日、同じ職場の用務員であ

る若松昭二郎氏の災害性腰

痛の公災認定がようやくお

りた。

若松氏は昭和五六年一月

石油缶を運搬中にぶつから

れ、その際にギックリ腰を

発症した。ところが学校の
監査の都合で一月二五日ま
で休めず、監査当日立てな
くなり、翌日病院へ、二月
六日より入院という状態に
至った。二月中旬になって、

公務災害の認定を行ったも
の、基金側は発症から医
療機関受診までの期間が長
いとして、ほぼ二日にわた
って結論を出さずに放置し
てきたものである。

組合側では牧野氏の問題
をとりくむ中で若松氏に対
する早期認定を要求してき
たが、一定の成果とも判断
しうる。同組合では現在保
育所保母の腰痛症で昨年七
月に申請を行っているが、
基金支部との積極的交渉に
よって公災認定を勝ち取る
べく安全センターとしても
積極的に協力していきたい。

(編集部)

大阪

中央審査会相次いで

脳卒中申請を棄却

行政訴訟も検討へ

昨年十二月末、二名の脳

卒中労災被災者の再審査請
求がいずれも棄却の裁決と
なった。一つは全国出稼組
合連合会がバックアップし
てきた秋田県からの出稼者
で昭和五四年に工事現場
で脳内出血で死亡した柴田
久雄氏に係る遺族年金請求
であり、他の一つは、五三年
神戸ポートアイランドの地
質調査ボーリング作業中ク
モ膜下出血で倒れた酒井精
治氏の休業補償請求に係る
ものである。

秋田からの出稼者

柴田氏の場合

柴田さんは秋田県鳥海村
より大阪へ道路工事の出稼
ぎにきていたが、五四年二
月十二日、大阪市東成区
現場にてコンクリートブレ
ーカー作業の後脳内出血を
発症し、城東区の大道路院
にて死亡したものである(39才)。

出稼組合の指導で大阪天満
労基署に労災申請を行なっ
たが、「通常労働と変わらな
い」と業務外認定、五四年七
月の審査請求も五六年一月
に棄却、更に再審査請求を
行なった。この間、出稼組
合の全国大会や西日本大会
において特別決議を挙げて
支援体制を強めるなどとり

くみが進んだが、五七年十
二月中央審査会は何ら請求
人の主張を認めることなく
請求棄却の裁決を行なうに
至ったものである。

出稼組合ではこの裁決を
不当として、現在行政訴訟
の準備を進めているが、安
全センターとしても既に当
訴訟への積極的参加を決め
ていてるところであり、併
せて出稼労災問題へのとり
くみを強めたい。

ボーリング調査作業員

酒井氏の場合

一方酒井氏の場合は、五
三年三月の災害発生以降、
五三年十一月大阪西労基署
にて業務外認定、五五年七
月審査会にて棄却決定、そ
して再審査請求も五七年十
二月に棄却というように経
過は進んでいる。安全セン

ターは五四年以降全面的にバックアップ体制をとり今日に至っているが、審査官、審査会ともに、申請人が主張する事実関係を根拠もなく否定し、また途中で鑑定医の意見が業務外から業務上に変化するという重大な重大な事態を無視し、一方的措置をとってきた。安全センターではこの不当な処分に対しても併せて現在業政訴訟を検討中である。

脳卒中の労災認定基準が実態に合わない指摘されて久しい。その中で末端の労基署では基準の弾力的運用が、ある程度定着してきているともいえる。しかし上級機関の問答無用型、権力的な行政姿勢はこの間目に余るものがあり、これら行政訴訟を単なる個人救済の運動に終わらせず、出稼

者の労災闘争、中央行政の運動の組織化を展望したい。
反動化に対する闘いとして
(編集部)

神奈川

労住医連が初の連絡会議

…北海道からも参加…

一月二九日から三〇日にかけて、神奈川県横浜市で労住医連第一回連絡会議が開催された。北大労職研の医師など幹事医療機関以外の参加もあり、二日にわたって熱心な討議が行われた。第一日目は、各地からの報告が行われ、振動病が原因で死亡した労働者の裁判闘争(高知)、植田マンガンの裁判の勝利(大阪)、病院労働者の肝炎認定(東京)など全国的に注目されている件についての報告も出された。

一月二九日から三〇日にかけて、神奈川県横浜市で針灸治療制限問題については、労住医連としても県評、単産に対してとりくみ要請を行うことを決定した。

また、昨年初めて行われた全国統一フィールド合宿はおおむね成功と総括し、今年も積極的に推進することを決定した。その他、労働科学研究所の小木先生より、東南アジアからの医療従事者を研修のため受け入れてほしいとの要請があり、積極的に協力していくこと

を確認した。限られた時間であったが、現在の医療情勢についても討議が行われ、老人保険法、保安処分問題、医療技術論など機関誌を通して更に深化させていくことになった。

次回連絡会議は、五月に大分で開催されることとなった。

(編集部)

・労働者住民医療機関連絡会議 機関誌・
(季刊)

労働者住民医療

年間購読料 2000円

大阪労働金庫 大正支店 普通預金 口座番号2042604 013

三和銀行 築港支店 普通預金 口座番号313900

郵便振替 口座番号 大阪6-26064

名 簿 : 労働者住民医療機関連絡会議 事務局長 松浦良和

大阪中央

脳卒中労災申請中に

被災者死亡

遺族補償請求へ

大阪国保連労組

昨年十二月十四日、大阪国保連労組は組合員で七月三十日脳内出血で倒れた中谷弘氏(四十才)の問題で中央労基署に対し正式に労災申請を行っていたが、本年一月一日、治療のかいなく亡くなられたことにより、一月二十一日、遺族年金の請求に手続きを切りかえ、認定闘争は第二ラウンドに入った。

同氏は発作後身体が動かなくなかったものの、意識はなくなり回復し、病状も安定しかけていたが、年末に盲腸炎を併発し、体力がもちこたえられず死に至った。同

改たにしている。

氏の遺族は、奥さんと十才を先頭に七才と二才の三人の子供さんであるが、組合はこの家族のためにもなんとしても労働災害としての認定をかちとろうと決意を

一月二十一日の中央労基署との交渉には当該労組を始め、全林野、労金労組など総評東地協傘下の労組、安全センターが参加し、今後基本的にはこの体制で闘争を進めることになるが、労基署側が「極めて困難」と早くも逃げ腰になっているように我々は強力な運動の展開を期している。(編集部)

北摂

労災申請中に解雇予告

頸肩腕被災の事務員

昨年九月、建築総合試験所での事務作業でケイワン障害に被災した丁さんは、大阪茨木労基署に労災申請した。その後、十二月末で嘱託期限が切れ、解雇の恐

れがあるということ、十二月二十八日、安全センターも協力して早急に労災認定を出すよう労基署に要請を行った。

丁さんは、八一年六月に

日本建築総合試験所に臨時職員として雇われ、八月以降は京都分室に配転され、分室での事務作業を一切任されていた。試験をするにあたっての申込書、報告書、領収書等の事務作成を一日中行い、更に電話、訪問客の接待もしなければならなかった。月初めは、業務量が急増しても一人しかいなかったため、残業や昼休みをけずって仕事をしなければならなかった。そしてついに、昨年四月頃より症状が悪化し、治療を受けるとともに労災申請にふみきった。

茨木署は医学的資料が正しい次第決定をしたいとの意向を示したが、事業主から解雇予告も送られてきており、早急に対策をたてていく必要がある。(編集部)

南大阪

二十年前の負傷の 再発認定勝ちとる

● 全港湾大阪支部 協鉄分会

一月十九日、大阪西労基署は全港湾大阪支部協鉄分会の寺坂功氏(五〇歳)のヒジ関節症につき二〇年前の骨折が原因であり、その後の仕事で悪化したと業務との因果関係を認めるとともに、一度は外科後措置としての扱いになつていたものを昨年十一月にさかのぼつて再発として認定し直した。

寺坂氏は昭和三八年頃いっただん症状固定障害九級として認定されたが、クレイシの運転で左腕をよく使うため再々症状が悪化、その度に健康保険を使って大阪厚生年金病院にて治療を受

南大阪

徳田氏のシアン禍訴訟 地裁が二度目の和解勧告

● 野村メッキ労働組合

八〇年二月の提訴以来、野村メッキ労働組合がすすめていゝる、徳田氏のシアン液による眼負傷の損害賠償請求訴訟は、去る一月二八日、大阪地裁で第十七回法廷が開かれた。当日は、ろ過器の製造元

にともなう補償の不安から今回のとりくみとなつたものである。また協鉄分会では、現在組合員田辺氏の腰痛(椎間板ヘルニア)問題について

の労災認定へのとりくみを開始しているが、症状が激しく出たのが正月の二日である。

あつたということもあり、会社側は抵抗を示していたが、症状の出始めは年末十二月中旬の船内荷役中であるといふことも明らかになつており、近日中に申請となる。

(編集部)

今回は、裁判所より二回目の和解勧告が出され(一回目は昨年二月に決裂)、来る二月十八日に交渉を行なう予定であるが、更に支援体制の強化をはかつていく必要がある。

(編集部)



一月の新聞記事から

- 一・九 尿処理場でポンプ室内に流れ込んだし尿に埋まり作業員三人窒息死(北海道)
- 一・十 厚生省は日雇労働者健保の保健料を五九年度から引き上げる方針を固める
核実験参加の英豪軍兵士が、がんなどで多数死亡していることを発表(ロンドン)
- 一・十一 臨調報告にある公害病補償の縮小に反対し患者ら臨調事務局に突入(東京)
- 一・十八 電動カッターを使う大工、振動病で職業病認定(香川)
- 一・二四 展示会場の警備員が豆炭暖房で一酸化炭素中毒で一人死亡、一人重症(宝塚市)
- 一・二六 「年金法の併給禁止は違憲」とし国を相手取り提訴(北海道)
- 一・二七 校内暴力・生徒同士のケンカによるケガに教師にも責任を認め市に賠償命令
(地裁尼崎支部)
- 一・三一 七三年の一〇四人の死者を出した大洋デパート火災裁判で熊本地裁は会社側三被告に対し無罪判決
未熟児網膜症訴訟で最高裁は「医師に過失なし」とし患者の上告棄却

年末カンパ

ありがとうございました

昨年末より安全センター財政基盤の強化のため、皆様にお願いし
てまいりました82年年末カンパは、83年1月25日段階で、
2,357,833円に達しました。

皆様方の御厚意に対し、心より御礼申し上げますとともに、安全セ
ンター一同、83年労災職業病闘争の更なる発展に向け一層努力す
る決意であります。

今後ともよろしくお願い致します。

関西労働者安全センター

岩佐訴訟

原発被ばくに対する 闘いの大きな一歩を



岩佐訴訟を支援する会 事務局

今、原発内労働の問題について、ひとつのパンフレットが波紋を投げかけている。全金大阪地本安全対策部・原発被ばく労働をなくす会の発行した「原発で働けと言われて」がそのパンフレットである。

これまでの原発内被ばく問題の取り上げられ方は、原子炉から出てくる放射能による被害を最もさきにおむる原発労働者の問題として、主

に反原発住民運動の側から取り上げられてきた。もちろん岩佐訴訟は、被ばく労働者の唯一の闘いとして七四年から続けられ、そのなかで原発被ばく問題がクローズアップされてきたことは言うまでもないが、現役の原発内労働者自身が、表立って問題をとり上げるということは最近までなかったというのが実状である。内容は原発に反対か賛成かという次元から問題を立てるのではなく、さしせまった現場の安全問題として出発している。いくつかの支部で既にかちとっている原発労働協定を指針に交流会が続けられているが、こうした活動を原発内被ばく強制に対する抵抗の重要な闘いの一つとして発展させていく必要がある。

また、全金のような原発関連労働者だけではなく、電力会社内末端の技術者の被ばく問題も深刻化しつつある。電力会社社員は、下請とは異なり継続的に被ばくするという条件にあり、それによると思われる死亡

は、全くの私病扱いとなるわけである。遺族が死因を解明しようにも、被ばくとの因果関係を明らかにする証拠が全く手に入らぬ例が多々ある。原発内の最も被ばく線量の高い場所ですでに日雇い労働者の場合は、五重六重の下請構造のなかで未だ被ばく管理の徹底化がされていないのが実態である。敦賀原発事故発覚後、結成された運輸一般労組原発分会の徹底した告発、暴露、日本原電等を相手にした地労委闘争によって、いく分改善されたというものの基本的な被ばく隠しの構造は変わっていない。さて、こうした現状を背景に、岩佐訴訟控訴審の証人尋問が始まっているが、法廷論争とともに、現状を更に切開していくことが必要になってきているといえる。そのために支援する会では、原発内労働の問題を各方面から研究する活動を開始している。その成果は本誌を通じて報告する予定である。

次回法廷…… 24 大阪高裁 201

闘いのなか

15分未払賃金訴訟 勝利和解

5年間の闘いの
経過と意義

住友電工労働者 池野 竹雄

住友電工の「十五分間訴訟・未払賃金事件」は、会社が原告に一〇〇万円を支払い、覚書を残すことで解決しました。

五年近いこの裁判闘争に対し、御指導、御支援を頂いた皆様に対して心から御礼の言葉を申し上げます。和解調印にいたる経過を報告して、この裁判闘争への御理解を頂きたいと存じます。

無給で十五分間拘束

労働運動の右傾化は、資本の最大

利潤追求から、労働密度を高める労働時間管理が強引に押し進められています。近代的大企業ですら、労基法が浸蝕される労働条件がみられ、私たちは労働時間の起算点に問題があるとして裁判闘争に立ち上りました。

住友電工(大阪)は一九七七年まで会社が門のところにタイムレコーダーを置き、出勤時の十分、退勤時の五分の計十五分にラジオ体操を強制し、統一した作業服を着用させ、しかも、遅刻、早退のチェックを行い、三回を一回とみなし一時金の減額対象とした、無給の労働時間を不当に拘束していました。すなわち、正味労働時間を有効に働かずため、無給労働時間を設定し不当に労働者を拘束してきました。

この事件の発端は、一九七七年に起った住電の労働者高松登氏が労災死亡した、その認定闘争がきっかけとなっています。

高松さんが昼休みに職場で倒れた

原因に、住友電工の過酷な労務管理が引きがねとなった事が調査の結果明らかになり、その労災認定を勝ち取った直後、西野田労基署に調査することを約束させました。

私たちの申告によって、住友電工への立入調査が行われました。その結果、会社は、翌年の七八年一月よりタイムレコーダーを門のところから各工場入口に移し、十五分間の未払賃金時間を無くしました。

労基署の調査は職場に変化をもたらしました。職場単位の有給休暇使用一覧表が姿を消し、個人表には届出が前日か当日かや、理由欄まであったものが記入されなくなりました。朝の十分間を利用した昼夜勤者合同ミーティング(昼勤者は未払賃金、大久保氏、西野田署へ訴え支給を受ける)が無くなりました。ラジオ体操は、職制が口うるさく強制し、出欠表をはり出し、班長となる必須条件だったし、会社は全社的にラジオ体操競演会を行っていましたが、申

告後は現在に至るまで強制は全く無く、体操の奨励さえありません。

作業服についても、全員が指定された作業服しか着用していなかったのに、地裁で「義務付けていない」と発言してから、女子は現場事務の作業者はズボンだったのをスカートの着用を許可しています。

その他、昼休みの安全講習スライドの中止、休憩時間にくいこむ会議を職制側から「時間がきたから」と止めるようになりました。

また、出勤時に門のところでは赤字（遅刻）のタイムレコーダーを打ちたくないため有給届を出して仕事したり、タクシーで乗りつける労働者があったのが無くなりました。

一審棄却に屈せず高裁へ

これほどはつきりした労働時間でありながら、労基署は「灰色の時間だ」とし、労基局から労働省へ回答を求め、大企業に対して弱いという

姿勢が明らかになりました。

結論の出ないままに私たちは、タイムレコーダーの移設にともない未払い賃金請求の時効（二年以内）にせまられ、大阪地裁への裁判闘争を進めることになりました。

ところが、会社側は組合員である職制までを証人として、虚の証言をさせました。

一九八一年八月二八日、私たちは一審で棄却判決を受けました。しかし、この裁判は私たちだけの問題ではなく、住電労働者を代表して闘ってきたという考え方と、このまま引きさがると全労働者に悪影響を及ぼす、としてすぐ大阪高裁へ控訴しました。

一九八一年十一月の控訴審第一回法廷より八二年六月まで審理を続けました。結審に及んで大阪高裁は会社に対し和解するように強く要望し、会社もこれに従いました。

大阪高裁は一審全面支持は無理があると判断したものか、会社側に譲

歩を求め、百万円（請求額一二八万円、付加金含む）の和解額は早くから決めていたむきがあります。

会社側は、金銭受理をもってすべておわりを主張してきました。

私たちは、組合員が理解できるように確認書を残すことを主張してきましたが、経過を覚書とする文書にすることで妥結せざるを得ませんでした。

裁判闘争をかえりみて言えることは、闘争妥結の和解について、原告、弁護団、支援する会のすべてが意見の一致をみたことです。闘いは、どれだけ獲得したかも大切ですが、どれだけ闘いによって意志の一致ができたか、団結が得られたかが勝利の真価であるとするならば、未払い賃金裁判闘争は、完全な勝利であったと思います。

最後になりましたが、関西労働者安全センターのこの闘争に対する、適切なご指導に対して深く感謝し報告を終わります。

うちの組合

全国一般大阪地連 芦ノ屋労組

機械化↓事故

↓安全対策へ

関西労働者安全センターに加盟結集している単組、労働者のみなさん、寒さきびしい日々、労災職業病闘争、また八三春闘と益々御奮闘の事と敬意を表します。

さて、簡単に芦の家労働組合をみなさんに紹介させて頂きます。結成は、今から二七年前ご先輩達の努力のもとで作られ、上部団体として総評全国一般大阪地方連合会に加盟し活動しております。事業場は、天王寺駅東側にあり、仕事としては、物品販売及び幕の内弁当製造販売を主な仕事にしております。

近頃、時代の流れか、弁当業界にも機械化が導入され、始めの頃は職場の人も楽にでき、また速くできるということ、興味本意も手伝って仕事をやってきました。しかし、機

械の安全対策という点では、勉強不足ともない、組合員の中に型打し機で指を切断するというにがい経験をしました。始めは会社側も安全面を無視した機械選定を行っていたらしく、業者が勧める生産性の高いものを導入するという結果でありました。

しかし、この事故を大きな経験として、機械を動かす場合の徹底的な安全指導を行って、機械購入にあたり安全性の高いものを選び、二度と同じ事故をださないという事を最重点におくように会社側と話し合いを行い改善をさせました。

通勤防災がきっかけで

センターへ

我々のように中小の零細企業で働く者は、大手の企業で働く仲間と比べてどうしても賃金面で格差があり、そのために賃上を中心に力を入れて

闘ってきたためもあって、労働安全衛生という点については、非常に遅れている結果をもたらしてしまいました。労働者が安全で健康に働ける職場づくりも労働組合としての任務であることを再認識して、今、労働安全対策委員を設けて前進をはかっています。

そもそも安全センター加盟のきっかけは、通勤災害の事故の後遺症がもとで組合員が不幸にも死亡（「自殺」）しました。組合としても対処に戸惑っていたところ、遺族の兄が安全センターに加盟しているというところで紹介をお願いし、通勤災害遺族補償認定の労基署交渉に対して大変な協力、指導を専門的な立場でして頂き、「自殺」に対しても遺族補償

認定を勝ち取ることができました。安全センターの組織があったからこそ地域の単組の支援、協力で労災闘争の取り組みができたのだと思います。私たち組合だけでは、知識も組織力もなく、センター加盟の単組のみなさんには大変御世話になりました。

徹夜作業、腰痛… 課題は山ほど

現在組合員八六名で組織していますが、工作上、職場では同じ姿勢で長時間コンベアによる作業を行い、また水を床に流すため冷えることもあり腰痛になりやすく、作業する場合は、短時間づつ区切って作業を行

うよう話し合いをしています。仕事から繁忙期には不規則な勤務時間になり、徹夜作業もしばしばあり、組合員の健康管理には相当気をつけなければなりません。関連はよくわかりませんが、消化器系統で病院に通院している人が多く、日本人は胃の悪い人が多いといいますが、仕事のストレスが消化器におよんでいるようにも思われます。

芦の家労働組合としまして、今後安全センターと地域の各単組とともに労災職業病闘争における要求獲得にむけた闘いを強化しなければなりません。保障もなく組合として組織されていない未組織労働者が、安全、健康に働らせるためにも、共に団結して頑張らしましょう。

労災保険による 鍼灸治療の制限反対

針灸パン

——行革に名をかりた労働省
の悪うつな攻撃をはねかえそう——

発行：関西労働者安全センター

A5判 21ページ

頒価一冊百円

十冊以上のとき送料当方負担

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

2月号（通巻第106号）昭和58年2月10日発行

（毎月一回10日発行）

現場から生まれた学習・情報誌



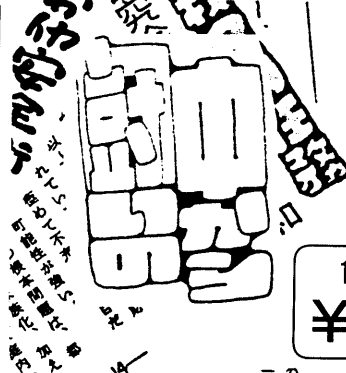
七月 大阪
大阪労働審判官は
ボーリン
重作業員
のつらさ

「前線から」
（第九回）

職場の安全衛生を考える
（第八回）

戸上り
れた。
認められ
たが、七九
（三）
水久保繁樹（大）労働
監査員（三）
労働安全衛生
の審判官

関西労災職業病

購読料	購読希望者を御紹介下さい 三ヶ月の試読可		1部 ¥100
1部 2000円			
2部 3000円			
3部 4000円			
4部 5000円 (以上送料込)			
5部以上は送料 料当方負担	1部 ¥100		
1部 ¥100			

山友電工、神戸製鋼、合
アリマハム、林業産業

■表紙写真／芦ノ屋労組作業風景

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28